

告示

埼玉県告示第千六百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

BENIBANA WALK 桶川

埼玉県桶川市桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業地内四十二街区一画地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）BENIBANA WALK 桶川

（変更後）BENIBANA WALK 桶川

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外未定

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計三十八者

ハ 変更年月日

平成二十六年十一月十九日

ニ 届出年月日

平成二十六年十二月十八日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年四月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年四月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課